

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業における
設計業務等を行う企業と施工業務を行う企業の共同体の取扱いについて

（趣旨）

第1条 この取扱いは、静岡県が発注する富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）における設計業務等及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う企業と施工業務を行う企業の共同体（以下「共同体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（共同体の定義）

第2条 この取扱いにおいて、共同体とは本事業への参加及び本事業の履行を目的として結成する事業組織体で、設計業務等を行う企業と施工業務を行う企業の共同体をいう。設計業務等を行う企業はアとイを、施工業務を行う企業はウからオをそれぞれ満たすこと。

ア 静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること

イ 単体企業又は3者以内の複数の企業であること

ウ 静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること

エ 単体企業又は「静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の制定について」（令和元年1月31日管第643号。以下「要綱」という。）に定める特定建設工事共同企業体（以下「甲型共同企業体」という。）であること

オ 甲型共同企業体の場合、構成員は2者であること

（結成方法）

第3条 共同体の結成方法は、自主結成とする。

2 共同体を結成するときは、共同体協定書（県が指定する様式に基づき作成した協定書をいう。以下同じ。）により協定を締結するものとする。

（構成企業の数）

第4条 共同体の構成企業数は、2者以上5者以下とする。

（構成）

第5条 共同体の構成は、第6条に規定する構成企業の要件等を満たすものの組み合わせとする。

（構成企業の要件等）

第6条 共同体の構成企業は、富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する参加資格要件を満たすものとする。

2 共同体の構成企業は、単独企業、他の甲型共同企業体又は共同体の構成企業として本事業の技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザルに参加することができないものとする。

3 複数の者が設計業務等を行う場合、設計業務等を行う者はその技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合の分担業務は、必要以上に細分化しないものとし、業務の内容を共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の者が共同して実施することは、認めないものとする。

（構成企業の出資比率等）

第7条 共同体の各構成企業の出資は、共同体協定書第8条に基づく協定書の分担額とする。ただ

資料 11-2

し、施工業務を担当する企業が甲型共同企業体の場合、共同体を構成する甲型共同企業体に係る出資比率は、共同体協定書第8条に基づく協定書の分担額に応じて要綱第8条を適用する。

(代表者の要件)

第8条 共同体の代表者は、当該共同体の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資額が構成企業の中で最大であることとする。

(契約)

第9条 契約書に共同体協定書を添付し、構成企業全員の記名押印をするものとする。

(共同体の存続期間)

第10条 共同体存続期間は、特別な理由がある場合を除いて、本事業を請負った共同体にあっては本事業が完了し、共同体の清算が行われるまでとし、その他の共同体にあっては本事業に係る契約の交渉が不成立となった日までとする。

(変更の届出)

第11条 共同体は、共同体協定書その他の提出資料の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。ただし、構成企業の出資比率、代表者その他の本事業を履行する上で重大な影響のある事項については、知事が認める場合を除き、変更を認めない。

(共同体に対する通知等)

第12条 本事業における技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザルの審査結果等の通知、委託料の支払等の相手先は、全て共同体の代表者とし、代表者に通知した事項は、他の構成企業にも通知したものとみなす。

(その他)

第13条 この取扱いで定める共同体と本事業の契約を行う場合は、別添1から3の約款附則を添付すること。

第14条 この取扱いに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱いは、令和7年10月28日から施行する。

(別添1)

静岡県建設工事請負契約約款附則

- 1 この工事の契約において、静岡県建設工事請負契約約款第1条第12項の「共同企業体」を「共同企業体又は共同体（以下「共同企業体等」という。以下この項並びに第43条の2第1項第10号及び第46条の3第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

資料 11-2

(別添 2)

静岡県業務委託契約約款（建築設計）

- 1 この業務委託の契約において、静岡県業務委託契約約款（建築設計）第 1 条第 12 項の「設計共同体」を「設計共同体又は共同体（以下「共同企業体等」という。以下この項並びに第 42 条の 2 第 1 項第 9 号及び第 46 条の 3 第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

資料 11-2

(別添3)

静岡県監理業務委託契約約款附則

- 1 この業務委託の契約において、静岡県監理業務委託契約約款第17条第1項第9号の「設計共同体」を「設計共同体又は共同体（以下「共同企業体等」という。以下この項並びに第24条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。